

第3章 災害対策について

1 家庭での防災会議

災害発生時に、家族があわてずに行動できるように、普段から家族で風水害や地震の発生を想定して、家の安全対策や避難の方法などを決めておきましょう。

また、非常持ち出し袋や防災用具の点検や補充をしておきましょう。

■ 危険箇所のチェック

家具類の転倒・落下防止、ガラス飛散防止、ブロック塀の点検など

■ 家族の役割分担を決めておく。

■ 家族が離れ離れになった場合の安否確認の方法や集合場所などを決めておく。

■ 近くの避難所や避難経路を確認しておく。

■ 非常持ち出し袋の確保

飲料水、食料、救急医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯など

※飲料水は1人1日3リットルを目安に3日分を、食料は3食3日分を準備しよう。



2 校区での防災対策

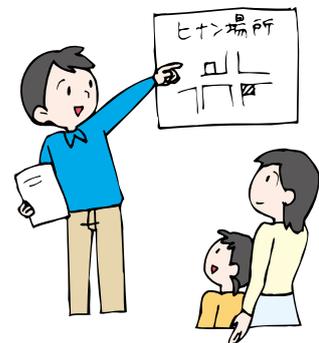
私たちが住んでいる校区の危険箇所や防災施設を確認しましょう。

■ 校区の危険箇所チェック

- これまでに洪水や地震などで被害があったところ
- 浸水危険箇所、がけ崩れ危険箇所など
- 倒壊しそうな建物やブロック塀など

■ 校区の避難所、避難場所チェック

- 避難所…災害時に避難者を収容する建物（公民館や小・中学校など）
- 避難場所…建物の倒壊や火災から身を守るための場所(学校のグラウンド、公園など)



3 中学生にできること

私たちの地域に住んでいる大人たちや高校生は、通勤や通学で、必ずしも災害時に地元にいるとは限りません。災害時には、一定の理解力と体力があり、地元にいる中学生の力が大変役に立ちます。私たち中学生が、災害時に何が出来るか考えましょう。

※救助の際は、必ず安全確認をしましょう。

(例)○負傷者の救助を行う。

大人と協力して救助したり、消防に通報したり
することができます。

- 高齢者や幼児の避難の手助けを行う。
- 初期消火活動を行う。
- 避難所の運営を手伝う。



「防災メモ」

●家族との連絡の取り方 []

●離ればなれになったときの集合場所 []

●避難所、避難場所 []

●家族の役割分担 []

●非常持ち出し品

{ }

●校区の危険箇所

{ }

●災害時の連絡先

福岡市災害対策本部	7 1 1 - 4 0 5 6	東区災害対策本部	6 4 5 - 1 0 0 8
博多区災害対策本部	4 1 9 - 1 0 0 5	中央区災害対策本部	7 1 8 - 1 0 0 4
南区災害対策本部	5 5 9 - 5 0 0 3	城南区災害対策本部	8 3 3 - 4 0 0 3
早良区災害対策本部	8 3 3 - 4 3 0 3	西区災害対策本部	8 9 5 - 7 0 0 3
消防	1 1 9	警察	1 1 0

防犯の手引き

第1章 防犯について

1 「万引き」はドロボウだ!!

- おもしろ半分や遊びのつもりでも、「万引き」は「窃盗」という立派な犯罪です。
- 見つかってから品物を返したり、お金を払ったりすれば済むものではありません。
- 何回も続けていると罪の意識が薄れ、もっとひどい犯罪者になってしまいます。
- 友だちから「万引き」を誘われたときは、きっぱりと断り、「万引き」をやめさせるのが本当の友情です。



2 他人の自転車を勝手に乗り回せば犯罪だ!!

- 道路や空き地などに置かれている他人の自転車を無断で乗り回すことは「窃盗」などの犯罪になります。
- 「鍵がかけられていない」、「カギが壊れている」ような自転車でも勝手に乗り回せば犯罪になります。
- 「捨ててあると思った。」という言い訳はとおりません。
- 盗まれた人の悔しくて悲しい気持ちを忘れないようにしましょう。



3 未成年者の飲酒や喫煙は法律違反だ!!

- 20歳未満の人の飲酒や喫煙は、法律で禁止されています。
- 特に著しい成長期にあるあなたたちが飲酒すれば、身体に悪い影響を与え、急性アルコール中毒になって心臓や肺機能などを弱らせて死亡することもあります。
- 飲酒することは、正常な判断力を弱め、傷害や暴行などの事件を起こすことにもなりかねない危険なことです。
- 喫煙は肺ガンの原因の一つで、喫煙しない人に比べ肺ガンによる死亡の危険性が約2～4倍も高くなります。
- 喫煙することは、本人だけでなく周りの人の身体にも悪い影響を与えるため、世界中で禁煙運動が進んでおり、決して格好いいものではありません。



4 無免許運転は悪質な犯罪だ!!

- 自動車やバイクを無免許で運転するのは、法律で厳しく禁止されています。
- 自動車は18歳、バイクは16歳にならないと運転免許を取ることができません。無免許運転をすると、それぞれの年齢になって試験に合格しても、免許がもらえないことがあります。
- 無免許運転で自動車やバイクで事故を起こすと、自分だけでなく他の人をケガさせたり、死亡させたりして、周りの人まで不幸にします。
- 無免許運転で事故を起こし相手に損害を与えると、自分の責任だけでなく、あなたの保護者が損害賠償をしなければなりません。

※ 暴走族に入って爆音・集団走行をしてみんなに迷惑をかけるのは、悪質な犯罪となるので絶対にやめよう!!



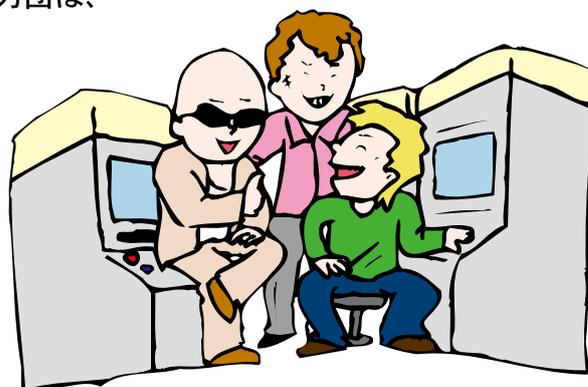
5 覚せい剤やシンナーなどの乱用はあなたの身を破滅させる!!

- 覚せい剤、大麻などの薬物やシンナーなどの乱用は、法律で厳しく罰せられます。
- 遊びのつもりでも、覚せい剤やシンナーなどを使うと強い依存性ができてしまい、やめられなくなり、やがて妄想などから殺人や傷害事件を起こしたり、ビルの屋上から飛び降りて死亡するなどの事故も発生しています。
- 覚せい剤やシンナーなどが、「気持ちよくなれる」、「かっこいい」、「やせられる」などというのはすべて間違いで、「試しに」と一度の使用が身の破滅へとつながります。
- 覚せい剤やシンナーなどは暴力団が密売しているため、暴力団とのつながりができて、他の様々な犯罪に巻き込まれたり、被害にあったりします。



6 暴力団は犯罪者集団(アウトロー集団)だ!!

- 暴力団は、人を脅して金を巻きあげたり、覚せい剤を売りさばくなど、犯罪を犯して金を稼ぐ反社会的犯罪者集団です。
- 暴力団は、夜遊びをしている少年や、ゲームセンターでたむろしている少年などを狙って声をかけ、暴力団に加入するよう誘ってきます。暴力団は、
 - ・女の子にもてるぞ。
 - ・楽に金をもうけるぞ。
 - ・外車に乗れるぞ。
 - ・街で大きな顔ができるぞ。などと甘い言葉で少年を誘ってきますがこれは、全て嘘です。



○ 暴力団に入ると、どんなことをさせられるのか？

- ・暴力団事務所での電話当番や雑用
- ・組長のボディガード
- ・みかじめ料、借金の取立て
- ・組員と一緒に犯罪行為

などをさせられた上、毎月組にお金を納めなくてはなりません。そのお金を稼ぐのが大変で、自分の自由な時間などありません。



○ 暴力団に入ったら、大切な友達はいなくなり、家族や周りの人に心配や迷惑をかけ、世間の冷たい目にさらされることになります。待っているのは刑務所だけ、残るのは「前科」と「借金だけ」です。

○ 暴走族は、暴力団の予備軍です。暴力団は、若くて組のために働く組員を増やすために暴走族に目をつけていますので、絶対に暴走族に入らないようにしましょう。

暴走族は、暴力団に毎月お金を納めている実態もあり、まさに暴力団予備軍です。



● **暴走族・暴力団追放のために** ●

暴走族追放 三ない運動

暴走をしない・させない・見に行かない

暴力団追放 三ない運動+1

**暴力団を恐れない・金を出さない・利用しない
暴力団と交際しない**

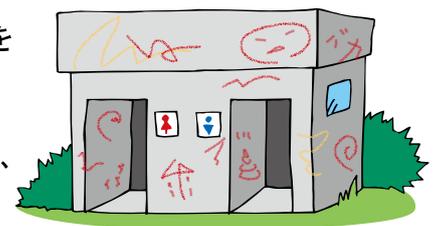
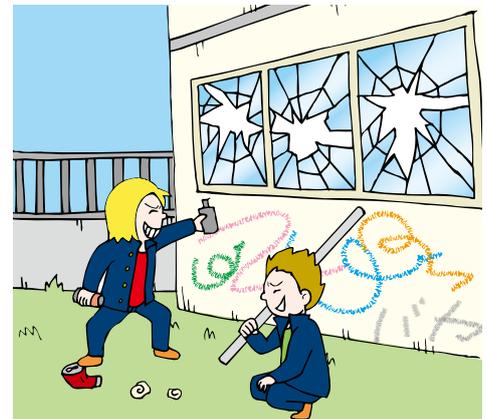
7 「いじめ」は人間として最低の行為だ!!

- 「悪口を言う」、「嘘の噂を流す」、「脅す」、「突き飛ばす」、「足をかける」、「殴る」、「蹴る」、「前に立ちはだかる」、「ズボンを下げる」、「スカートをめくる」、「お金や物を取り上げる」、「物を隠す」、「物を壊す」、「使い走りをさせる」、「無理にカバンなど物を持たせる」などは、名誉毀損、侮辱、脅迫、暴行(傷害)、強制わいせつ、恐喝、窃盗、器物損壊、強要など、許すことのできない犯罪です。
- 人間は一人では生きていけません。嫌がらせのために「無視」したり、「仲間はずれ」にすることは、人として恥ずべき行為です。
- 「いじめ」を見て笑ったり見ないふりをしたりするのは、「いじめ」をしている人の応援をして、その「いじめ」に加わっているのと同じです。
- 「いじめ」にあたり、見たりしたときは、すぐに先生や親、友だちに相談しよう。
- 「いじめ」の相談は、「告げ口」ではないことを覚えておこう。
- 「いじめは絶対に許さない。」という気持ちをいつも覚えておこう。



8 学校などの公共物へのいたずらは犯罪だ!!

- 学校のガラスを割ったり、校舎に落書きをしたりするのは犯罪です。
- 公民館、公園、公衆便所などの公共の物を壊したり、落書きしたりすることも犯罪です。
- 不平不満のために暴力を振るい、ガラスを割ったり、物を壊したりするのは、人として恥ずべき行為で、何の解決にもなりません。
- 学校などの公共物を壊したり、落書きをしたりすれば、中学生でも罰せられるだけでなく、弁償の責任があって、家族が高額の弁償をさせられることを覚えておこう。
- 二人以上で学校などの公共物を壊したり、落書きをしたりすれば、さらに悪質な犯罪として厳しく罰せられることを覚えておこう。



9 「売春」はあなたの身体を傷つけ心まで汚すもので法律違反だ!!

- 「売春」は法律で堅く禁止されている人として恥ずべき行為です。
- 不健全な性交渉による性病被害が多いことを知っておこう。



10 「出会い系サイト」は危険がいっぱいだ!!

- 法律で『18歳未満の人』の「出会い系サイト」の利用は禁止されています。
- 携帯電話やパソコンですぐにアクセスできる「出会い系サイト」は、あなたを食べ物にする多くの犯罪者が名前や身分を偽って待ちかまえる大変危険な場となっています。
- 大人は勿論、『18歳未満の人』でも、「出会い系サイト」を利用して
 - ・性交の相手となるように誘う
 - ・援助交際の相手となるように誘う等の内容書き込みをすると犯罪となり処罰されます。
- 「出会い系サイト」は、『見ない』、『書き込まない』、『会わない』ことを絶対に守ろう。



11 「プロフ」、「電子掲示板」などへのいたずら書きが人の生命をも奪うことを忘れるな!!

- 携帯電話やパソコンでのインターネットによる「掲示板」、「プロフ」、「ブログ」、「学校裏サイト」などへの悪口や犯行予告などの書き込みは、犯罪にもなる行為で、決して許されないことです。
- 匿名(偽名を使ったりして名前を隠すこと)で書き込みをしても、調査をすれば、書いた者が誰かわかってしまいます。
- 自己紹介サイトの「プロフ」だけでなく、「掲示板」やホームページなど、色々なサイトの「コメント欄」などに不用意に自分の住所や名前、生年月日、電話番号、学校名などを書き込むと、それが悪いことに使われる危険性が非常に高いことを知っておこう。

